

## その他の農林水産分野の検討における参考資料

1 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備	… 1
2 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の 在り方の見直し	… 14
3 原料原産地表示	… 22
4 チェックオフ制度の導入	… 27
5 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続 …	… 32
6 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・ 農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、 生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策 …	… 36
7 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	… 40
8 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討	… 44
9 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	… 49

平 成 2 8 年 5 月

農林水産省

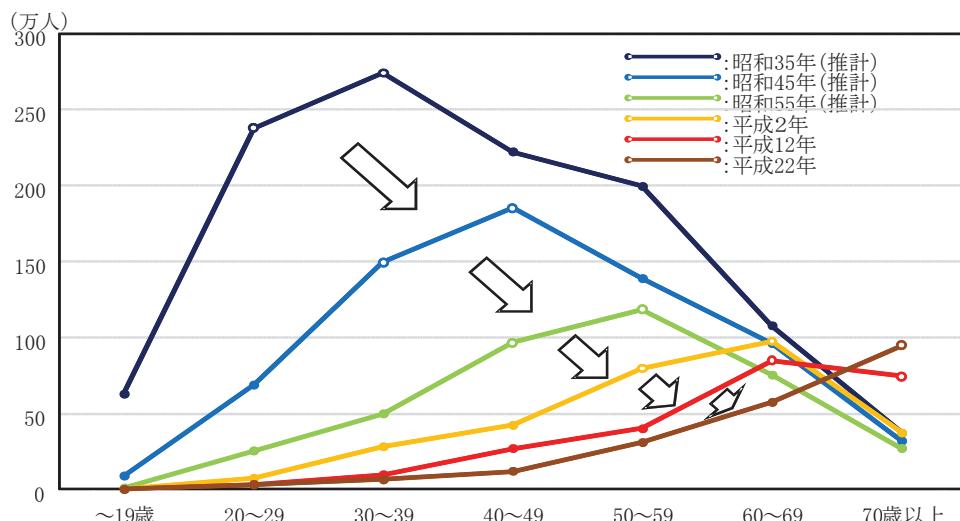
# 1. 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

## 1. 基幹的農業従事者数・新規就農者数の推移等

### (1) 基幹的農業従事者の年齢階層別の動向

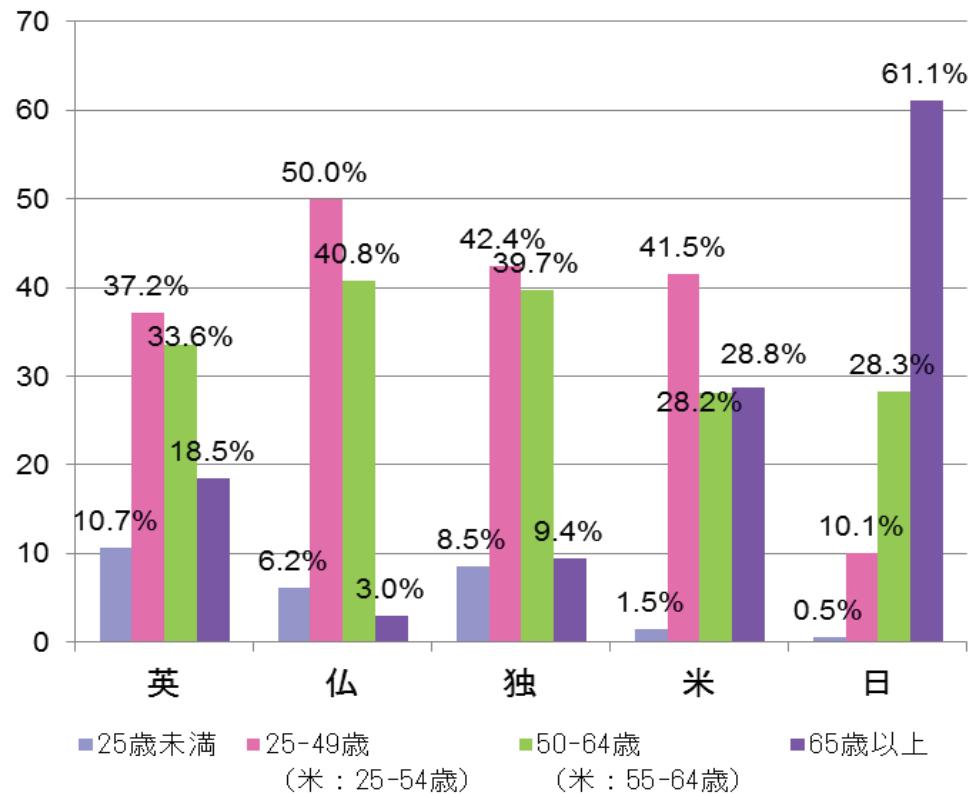
- 高度経済成長期を含む昭和35年から昭和55年にかけて、働き盛りの30代～50代を中心に大量の労働力が農村から流出する一方で、若者の農業への参入がほとんど見られなかったところ。
- その結果、最多階層は40代→50代→60代→70代とシフトし、非常にアンバランスな世代構成となってしまったところ。

#### ○ 基幹的農業従事者の年齢構成の推移



(備考) 1. 農林水産省統計部「農林業センサス」、総務省「国勢調査」により作成。  
2. 基幹的農業従事者とは、農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいい、雇用者を含まない。  
3. 昭和35年は農業就業者数(国勢調査)の年齢構成から推計。また、昭和55年以前は、平成2年の総農家と販売農家の比率(年齢階層別)から推計。  
4. 平成2年までは、16歳以上、平成7年以降は15歳以上。

## (参考) 各国の農業従事者の年齢構成

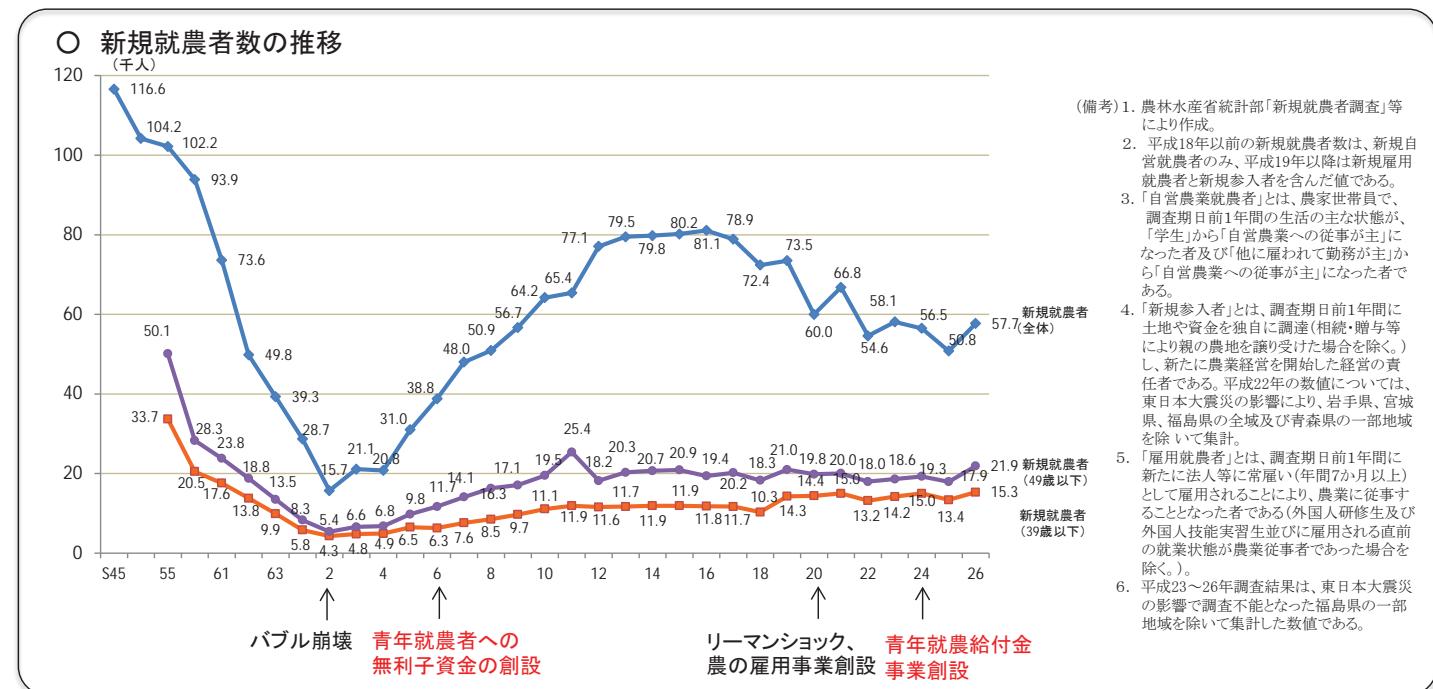


(備考) 1、英仏独はEUROSTAT(2014)：農業に従事した世帯員  
2、米は、米国農務省「2012年農業センサス」：農業に従事した世帯員  
3、日は、農林水産省「2010年世界農林業センサス」：基幹的農業従事者

## (2) 新規就農者数の推移

### ① 全体の動向

- 新規就農者数は、経済成長期の一貫した減少、バブル経済崩壊に伴う平成3年以降の増加など、経済環境との関係で推移。
- 青年層でみると、近年、30代以下は1.3万人から1.5万人程度、40代以下は1.8万人から2.2万人程度で推移。



## ② 就農形態別の動向

- 平成26年の新規就農者の中、新規参入者や雇用就農者では40代以下が7～8割を占めるのに対し、自営就農者（農家世帯員で、自家農業に就農した者）では60代以上が約5割を占める状況。
- 近年、40代以下の新規就農者の中、自営就農者は1～1.3万人程度、雇用就農者は6～7千人、新規参入者は2.1～2.7千人で推移。

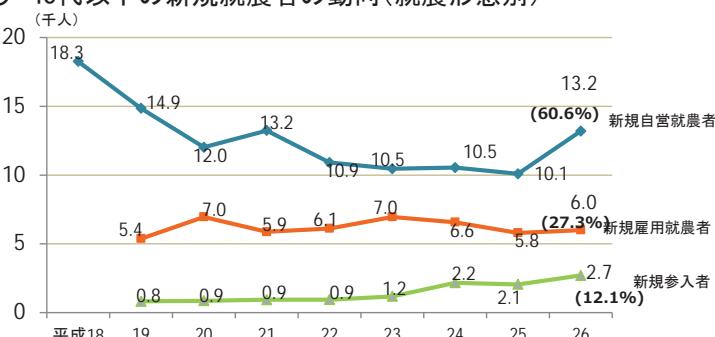
### ○ 全年齢層の新規就農者の動向(就農形態別)



### ○ 平成26年の年齢別シェア



### ○ 40代以下の新規就農者の動向(就農形態別)



(備考)1. 農林水産省統計部「新規就農者調査」により作成。

2. 「新規自営農業就農者」とは、農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者である。

3. 「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者である。

平成22年の数値については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計。

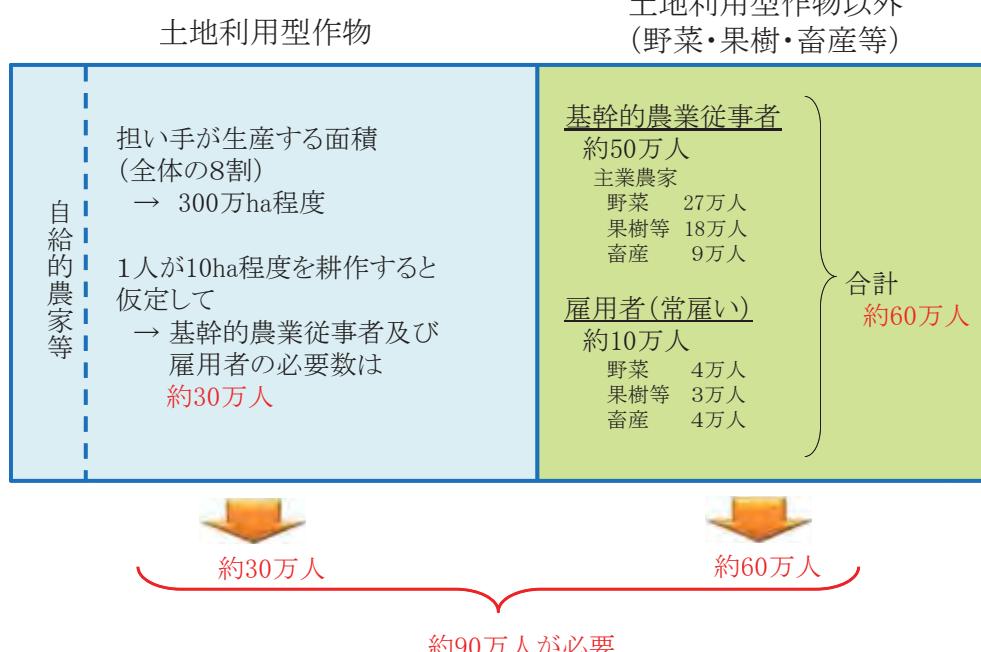
4. 「新規雇用就農者」とは、調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者である(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)。

5. 平成23～26年調査結果は、東日本大震災の影響で調査不能となった福島県の一部地域を除いて集計した数値である。

## (3) 農業労働力の見通し

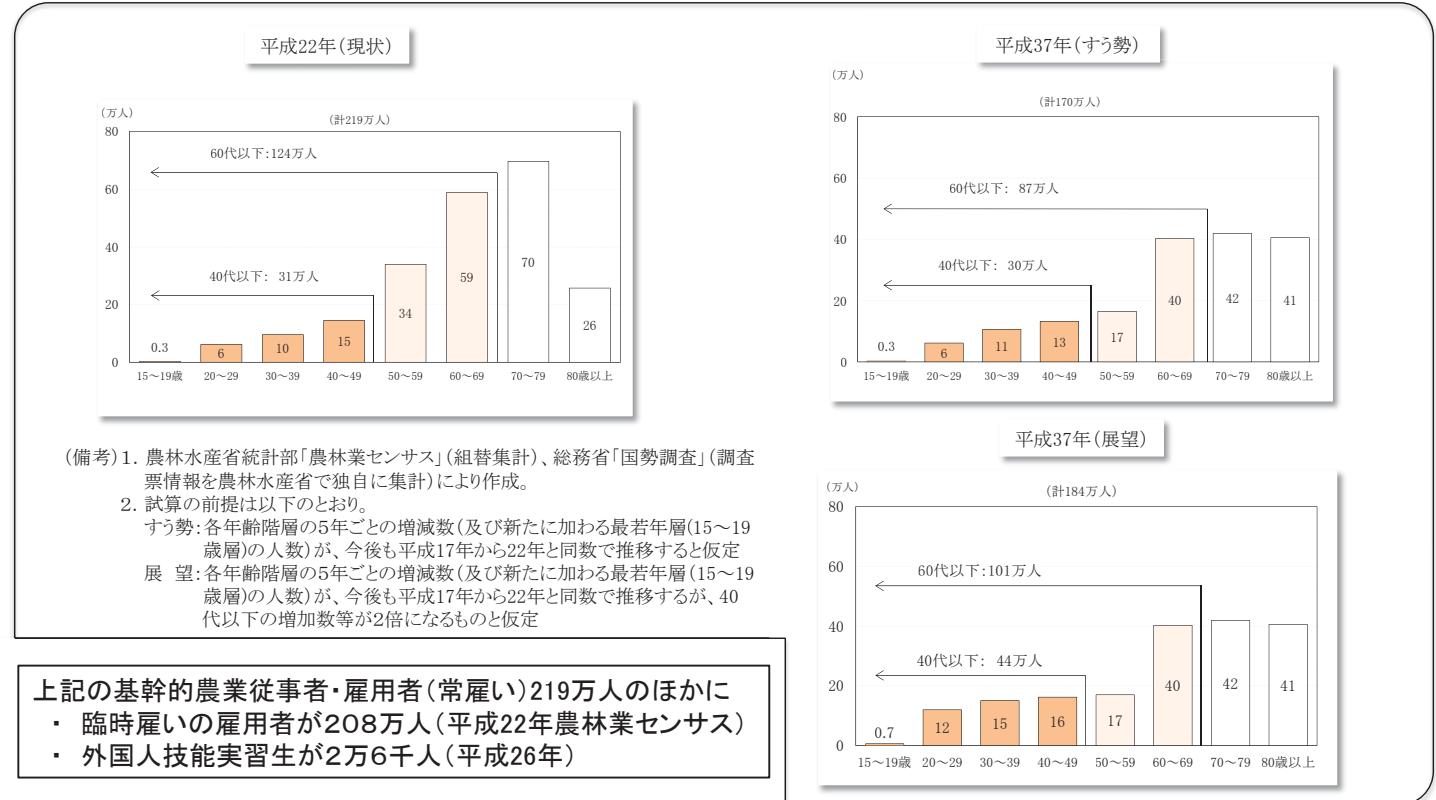
- 平成27年3月に策定した食料・農業・農村基本計画の「農業構造の展望」では、今後の農業労働力の見通しの前提として、我が国における農業生産を継続するのに必要な農業就業者を90万人程度と推計（土地利用型作物で約30万人、土地利用型作物以外で約60万人）。

### ○ 農業就業者の必要数

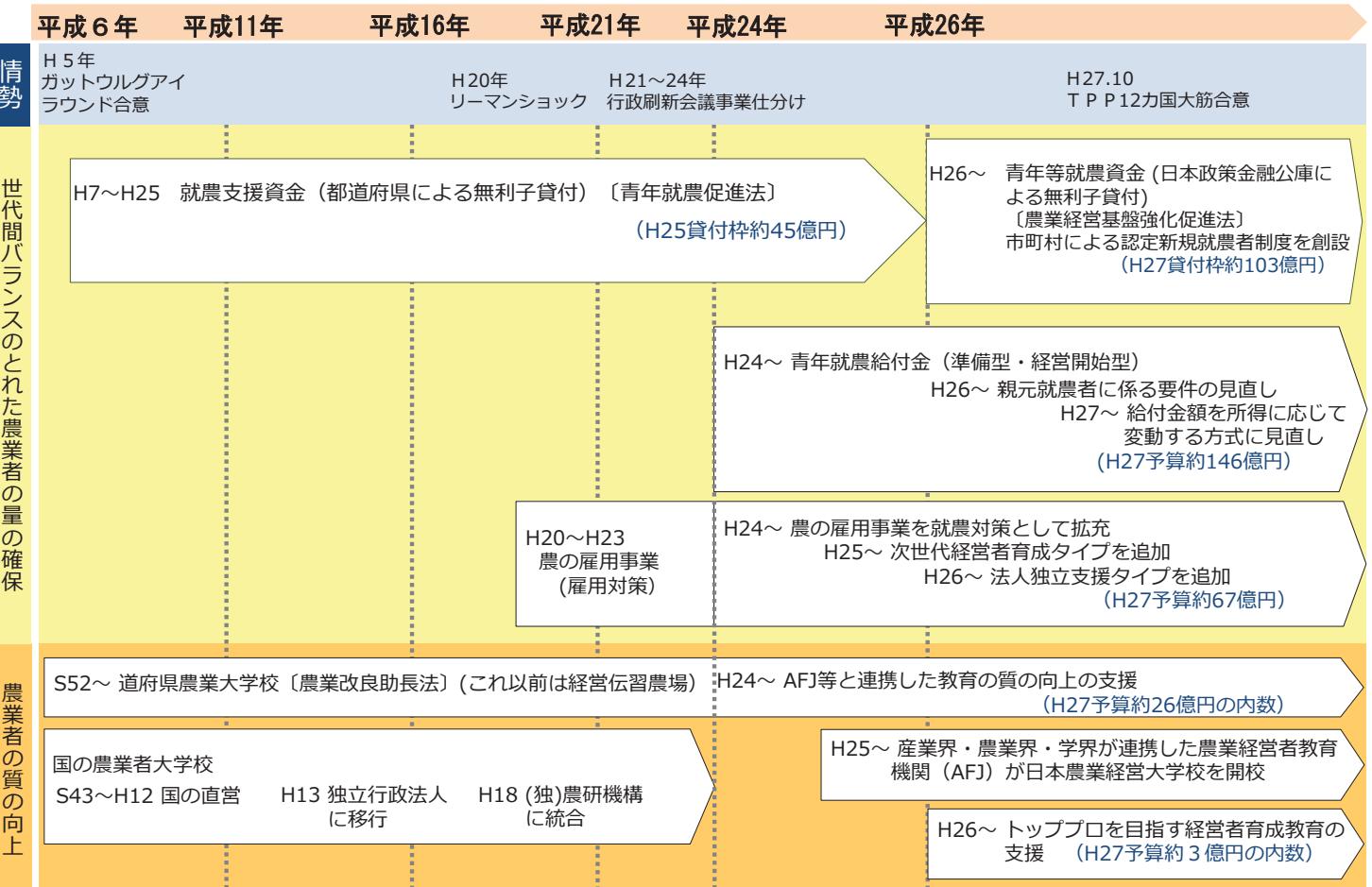


(備考)食料・農業・農村政策審議会第50回企画部会(平成27年1月28日)配付資料  
(農林水産省「平成22年耕地及び作付面積統計」、「平成22年農林業センサス」(組替集計)により作成。)

- 平成22年までの傾向が続いた場合、平成37年には60代以下で90万人を下回ると見通されるところ、農業の内外から青年層の新規就農により、若い農業者が定着ベースで倍増することを前提とすれば、年齢構成のアンバランスが改善され、平成37年には60代以下で90万人以上を確保することが可能と展望したところ。
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月24日改訂）において、施策目標を「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」と設定。



## 2. 新規就農等に関する施策の経緯



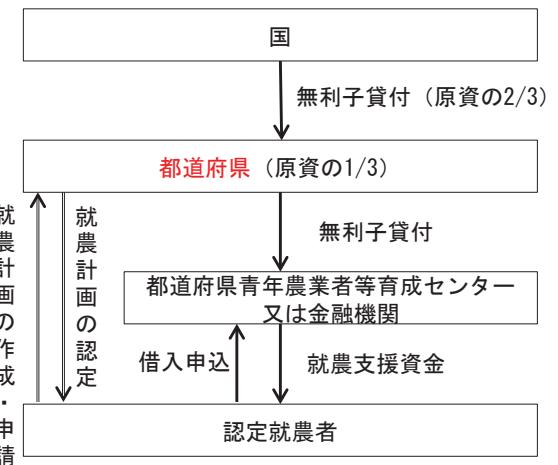
### 3. 世代間バランスのとれた農業者の量を確保するための施策（就農促進のための施策）

#### (1) 就農支援資金

平成5年のウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、平成7年に「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（青年就農促進法）」を制定。

都道府県が就農計画を認定した認定就農者に対して都道府県が無利子で貸し付ける「就農支援資金」を創設。

##### ○ 就農支援資金の貸付けの仕組み



##### ○ 就農支援資金の種類

- (i) 農業技術等の習得のための就農研修資金  
(限度額：～15万円/年)
- (ii) 住居移転等のための就農準備資金  
(限度額：200万円)
- (iii) 経営開始に必要な施設取得等のための就農施設等資金  
(限度額：～3,700万円)

##### ○ 就農支援資金の貸付実績

(単位：件、億円)

	年度	21	22	23	24	25
就農研修資金 (①)	件数	448	396	340	220	194
	金額	4	3	3	2	2
就農準備資金 (②)	件数	41	38	24	25	20
	金額	0.7	0.6	0.4	0.4	0.3
就農施設等資金 (③)	件数	660	436	523	598	553
	金額	35	27	29	32	30
合計 (①+②+③)	件数	1,149	870	887	843	767
	金額	40	31	33	34	33

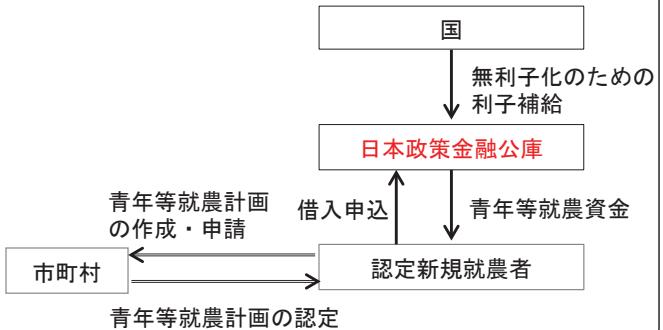
(備考) 農林水産省作成

#### (2) 青年等就農資金への改組

① 平成25年に「農業経営基盤強化促進法」を改正し、認定農業者制度と同様に、市町村が青年等就農計画を認定する「認定新規就農者制度」を設けるとともに、認定新規就農者に対して日本政策金融公庫が無利子で貸し付ける「青年等就農資金」を創設。

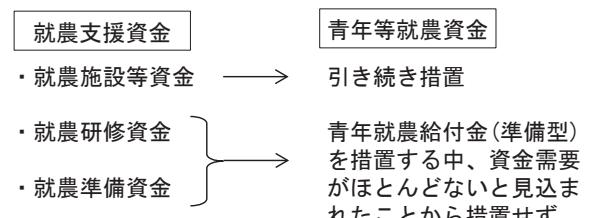
(これにより「就農支援資金」は、平成26年から、「青年等就農資金」に改組。)

##### ○ 青年等就農資金の貸付けの仕組み



② 青年等就農資金では、農業経営の開始に必要な施設、機械の取得等のための資金（限度額：3,700万円（平成28年度から特認1億円））を貸付け。

##### ○ 就農支援資金と青年等就農資金との関係



##### ○ 青年等就農資金の貸付実績

年度	26	27
件数	397件	1,500件程度（見込み）
金額	27億円	100億円程度（見込み）

(備考) 農林水産省作成

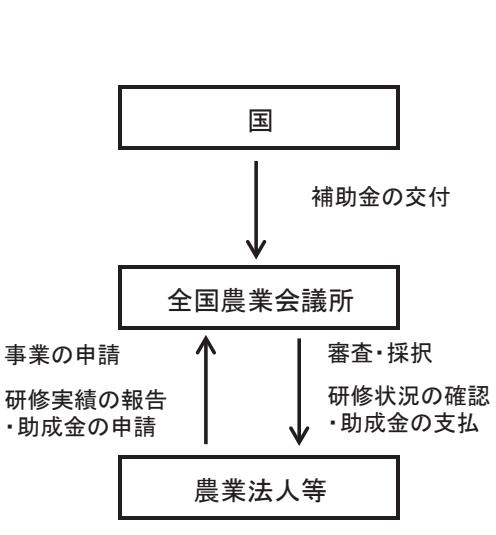
### (3) 農の雇用事業

- ① 平成20～23年度に、リーマンショックによる景気不安や世界的な金融不安に対応するため、「生活対策」の一環として、農業分野で将来を担う経営者育成と雇用創出等を図るべく、新規就農者の農業法人等での実践研修を支援する「農の雇用事業」を実施。
- ② 平成24年度から、就農促進のための事業として拡充し、研修期間を延長（1年→2年）。その後も、事業の実施状況等を踏まえ、支援タイプを追加するなどの見直しを実施。

#### ○ 創設・見直しの経緯

時期	内容
平成20～23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援内容：月額上限9.7万円（年間最大116.4万円）、最長1年間</li> <li>・主な要件：正社員、年齢の定めなし</li> </ul>
平成24年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援内容：年間最大120万円、最長2年間</li> <li>・主な要件：正社員、原則45歳未満</li> </ul>
平成25年度～	<p>&lt;次世代経営者育成タイプを追加&gt;</p> <p>法人の職員を次世代経営者として育成していくため、先進的な農業法人や異業種の法人での派遣研修を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援内容：年間最大120万円、最短3ヶ月～最長2年間</li> <li>・主な要件：役員又は正社員、原則55歳未満</li> </ul>
平成26年度～	<p>&lt;法人独立支援タイプを追加&gt;</p> <p>農業法人等が雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援内容：年間最大120万円（3年目以降は年間最大60万円）、最長4年間</li> <li>・主な要件：正社員（有期雇用も可）、原則45歳未満、研修後1年以内に農業法人として独立</li> </ul>

#### ○ 農の雇用事業の実施の流れ



### <農の雇用事業の課題と対応方向>

- 離農者等が一定数発生している状況を踏まえ、定着率を高めるための工夫をしていくことが必要。
  - (i) ミスマッチ等による雇用直後の離農を未然に防ぐため、
    - ・ 農業インターンシップや厚生労働省のトライアル雇用事業の活用による正社員雇用前の試用的雇用を推進しているところ。
    - ・ 本事業の要件に「一定期間以上農業法人等に雇用されていること」を追加する予定。
  - (ii) 就業の継続に向けて、就業環境の整備を促進するため、
    - ・ 労働条件に関する制度・基準や労働保険等を整理した啓発パンフレットの作成・配布、農業法人等の経営者に対する人材育成や労務管理の研修等を実施しているところ。

## (4) 青年就農給付金

定着する青年新規就農者を増大させるため、就農しても生計が安定しないことを理由に5年以内に離農する者が多いこと等を踏まえて、平成24年度に、就農に向けた研修を受ける就農希望者に対する給付金（準備型）と経営開始直後の青年就農者に対する給付金（経営開始型）を給付する「青年就農給付金」を創設。

その後も、事業の実施状況等を踏まえ、給付金額を所得に応じて変動する方式とするなどの見直しを実施。

### ○ 創設・見直しの経緯

時期	内容	
	準備型	経営開始型
24年度 (創設)	<p>【支援内容】 年間150万円、最長2年間 【主な要件】            - 就農予定時の年齢が原則45歳未満            - 独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと            - 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(年間1,200時間以上)研修すること         </p>	<p>【支援内容】 年間150万円、最長5年間 【主な要件】            - 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満            - 農地の所有権又は利用権を有するなど、主体的に農業経営を行っていること            - 人・農地プランに位置づけられていること         </p>
26年度～ (25年度補正予算～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農先に関する要件について、独立・自営就農及び雇用就農のほか、親元就農を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の要件について、親族から貸借した農地が過半である場合は対象外としていたが、5年間の給付期間内に所有権移転するときは対象とするよう見直し</li> <li>対象者の要件について、人・農地プランに位置づけられた者のほか、農地中間管理機構から農地を借りた者を追加</li> </ul>
27年度～ (26年度補正予算～)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付金額を5年間一律150万円としながら、前年の所得が250万円を超えた場合は給付停止とする従前の仕組みを改め、前年の所得に応じて給付金額を変動させ、所得向上に伴って給付金と所得の合計額が増加する仕組みを導入</li> </ul>

### ○ 新規就農者の生計の状況



資料：新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果  
(平成26年3月全国新規就農相談センター)  
注：就農してから概ね10年以内の農業外からの新規就農者（新規参入者）が対象。

## <青年就農給付金の課題と対応方向>

- 青年就農給付金の補助目的を達成するため、新規採択時において、面接を行うなどにより対象者を精査するとともに、就農後も、普及指導員、指導農業士等による個別フォローアップ体制を強化してきているところ。
- また、新規就農者の地域で孤立しがちな状況等を解消し、確実に定着しうるようにするため、新規就農者が営農上の課題を地域内で相談できる体制の整備や新規就農者間の交流会を推進していく予定。

### (参考1) 給付金受給者への個別フォローアップ等の取組例

	岐阜県高山市	福岡県柳川市
青年就農給付金（経営開始型）の受給者数	23人（平成27年10月現在）	12人（平成27年10月現在）
離農等の状況	給付金受給者のうち離農した者はなし	給付金受給者のうち離農した者はなし
定着に向けた取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農に当たり、指導農業士等（あすなろ農業塾長）のもとで、実践技術や経営戦略、流通販売等のノウハウを習得するための研修を義務付け。</li> <li>塾長は関係機関と連携し、就農に向けた農地や施設の確保等を支援。</li> <li>就農後は、新規就農者に対し、塾長と関係機関が連携し、技術・経営の指導、アドバイスを実施。</li> <li>市から塾長に対して研修期間中 5万円／月を支給（県単事業を活用）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度から市単独事業「チャレンジファーマー事業」を創設。就農相談会や就農トレーナー制度、農業機械研修等を実施。</li> <li>就農トレーナー制度では、作目ごとにJAの部会で選出された者を市がトレーナーとして委嘱し、新規就農者を指導。</li> <li>市からトレーナーに対して3万円／年を支給。</li> </ul>

### (参考2) 自治体独自（市町村）の支援策の推移

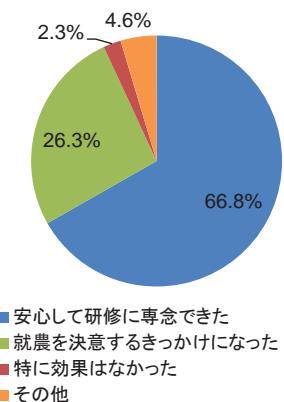
年度	25	26
全市町村	1,741	1,741
支援策を講じている市町村数	587	668
割合(%)	34	38

## (5) 事業の支援対象者に対するアンケート調査の結果

- 青年就農給付金受給者、農の雇用事業を実施した農業法人等を対象に行ったアンケート調査の結果は以下のとおり。
  - ・ 準備型については、「安心して研修に専念できた」「就農を決意するきっかけになった」との回答が、受給者の9割。
  - ・ 経営開始型については、「安心して経営に専念できた」「設備投資や規模拡大ができるようになった」「就農するきっかけになった」との回答が、受給者の9割超。
  - ・ 農の雇用事業については、雇用就農者の確保・定着に「大いに役立っている」「役立っている」との回答が、農業法人等の9割。

- 青年就農給付金（準備型）はどのような効果があったと考えるか

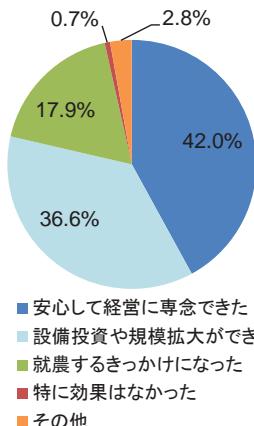
<準備型受給者回答>



(備考) 農林水産省「一農ネットアンケート調査結果概要（平成27年9月4日公表）」より作成

- 青年就農給付金（経営開始型）はどのような効果があったと考えるか

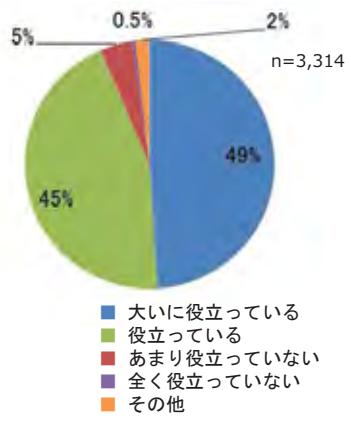
<経営開始型受給者回答>



■ 安心して研修に専念できた  
■ 就農を決意するきっかけになった  
■ 特に効果はなかった  
■ その他

- 農の雇用事業が雇用就農者の確保・定着に役立っているか

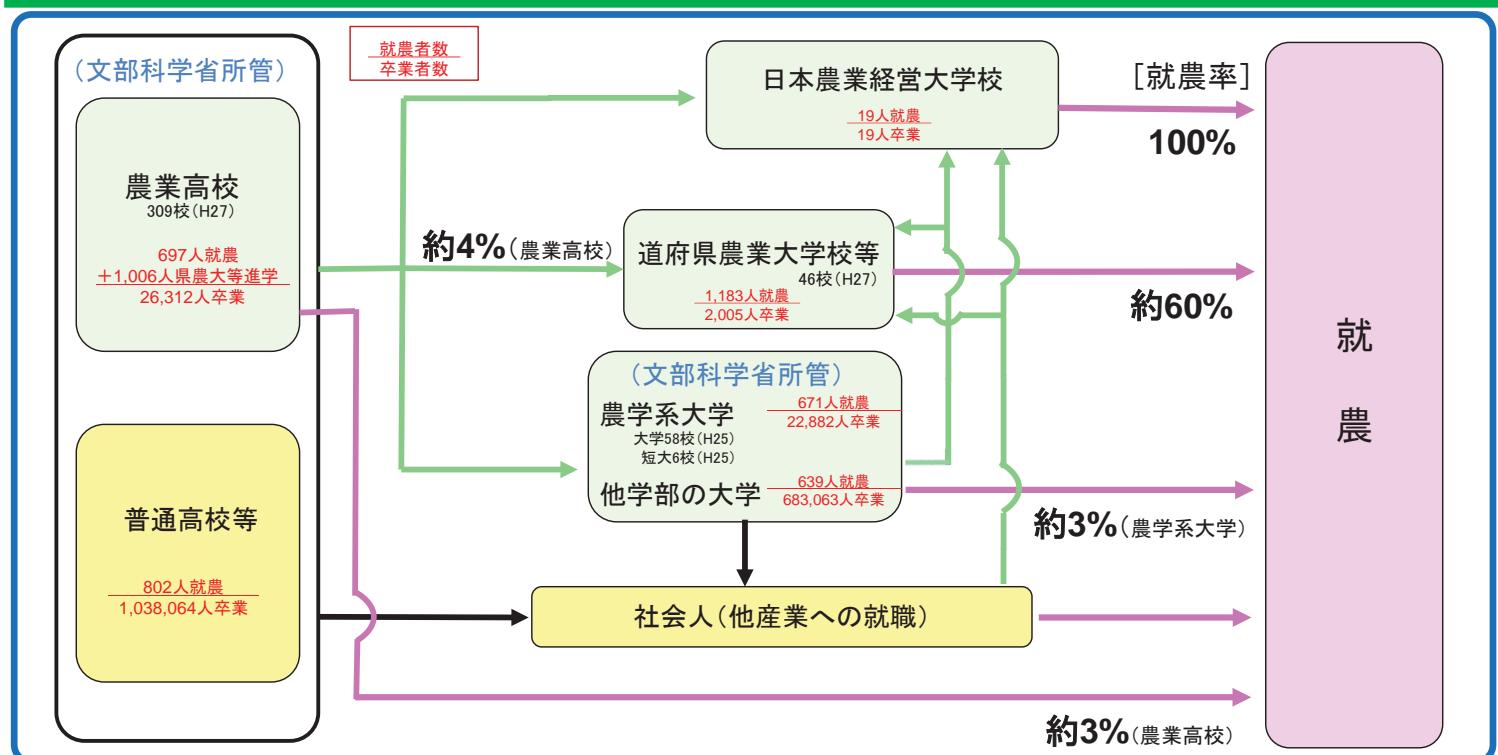
<農の雇用事業を実施した農業法人等回答>



(備考) 農林水産省「農の雇用事業に関するアンケート調査結果概要（平成27年9月4日公表）」より作成

## 4. 農業者の質を高めるための施策（農業者教育のための施策）

### (1) 農業関係の学校・研修教育機関と就農ルート（概念図）



出典:大学・高校については「学校基本調査」(文部科学省)、道府県農業大学校等については「全国農業大学校の概要」(全国農業大学校協議会)、日本農業経営大学校については日本農業経営大学校への聞き取り。  
いずれも平成26年度卒業生の状況。

注1:高校、大学の就農者は学校基本調査結果の産業別就職者数のうち、「農業、林業」に就職した者の数を記載。また、農学系大学には、短大及び大学の修士・博士課程を含む。

注2:道府県農業大学校42校。その他4校は、中国四国酪農大学校、鯨淵学園農業栄養専門学校、ハケ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園。なお、卒業生には研究課程を含む。

注3:農業高校から道府県農業大学校等への進学者数については、農業大学校の入校者の最終学歴である者の数。